

令和5年7月14日

令和5年第7回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年7月14日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎
7番	上尾 家隆	9番	中尾 正浩	10番	黒崎 友美
11番	塚田 由美子	13番	林 聖文	14番	藤村 浩司
15番	刀祢明 薫	16番	森川 稔己	17番	清弘 進
18番	梅川 仁樹				

3 本日の総会に欠席した委員

8番	藤本 哲	12番	原田 孝親
----	------	-----	-------

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
事務局	木村 吉秀	由宇支所	小池 泰弘
周東支所	木村 茂泰	周東支所	沖田 史典
錦支所	香西 和久	美和支所	田村 尚巳

5 会長は午前10時00分、委員総数18名の内16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

16番	森川 稔己	17番	清弘 進
-----	-------	-----	------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第30号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第31号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
議案第32号 農地利用最適化推進委員の退任の承認について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 3 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第7回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、16番森川 稔己委員と17番清弘 進委員を指名いたします。
よろしくをお願いします。

「議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、128㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは、追加説明をいたします。

申請地は、川下出張所から西に約400m、川下小学校に隣接している農地です。

譲渡人が高齢となり、耕作することが困難となり、意欲のある譲受人に譲渡するということです。

譲受人は現在、地方公務員として勤めていますが、定年を見据えて農業経営に取り組み、差し当たり自家用野菜の栽培を行い、将来的には農協等に出荷できればと思っているとのこと。

6月27日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。雑草等で多少荒れた状態ではあったものの整地すれば耕作可能と思われ、また周辺農地への影響もなく、3条申請は適当と思われ、皆様のご審議よろし

くお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は584㎡ほか、1筆で、合計783㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは追加説明を行います。

本申請地は、由宇総合支所より南西に約3kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地です。

譲渡人の2人は、平成16年に相続により当該農地を取得いたしましたが、ともに農業を営んでおらず、次第に農地が荒れてきたことから、農地を引き継いで農業を行ってくれる人を探しておりました。

一方、譲受人は以前から農業経営の拡大を考えていたところ、譲渡人が当該申請地を譲りたいと考えているとの情報を得て、譲渡人に農地の権利移転を申し出たものです。

申請地は、譲受人の自宅から500mの位置にあり申請地取得後は、水稻を作付けし、耕期から収穫までの一連の作業を行うとのことでした。

7月6日に事務局担当者とともに調査項目に従い、現地調査を行いました。問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、

669 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明いたします。

申請地は、周東総合支所から西へ約880mに位置します。

譲渡人は、高齢で耕作できないため、譲受人が夫ともに自営業を営みながら、家族一体で農業経営をし、この度規模拡大を目指し申請地を譲り受けることとしたものです。

6月27日に支所担当者と調査項目に従い、現地調査をいたしました。農機具もそろっており周辺農地等への影響もなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 美川地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、237 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の耕作不便のための要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは、議案第28号4番について追加説明をいたします。

申請地は美川支所から南南東へ約2kmの場所に位置している農地です。

譲渡人は、両親が亡くなり農地を相続しましたが、遠方に居住しており農地の管理ができないため、農地を譲りたいと考えていたところ、申請地の近隣に居住している譲受人に譲り渡すこととしたものです。

譲受人は、畑で果樹などを耕作したいと考えていたところ、譲渡人から畑を譲りたいと申し出があったため、譲り受けることとしたものです。譲り受けた後は、果樹、梅、栗を耕作するとのことです。

6月28日に、調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われる。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、814 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員が欠席ですので、事務局の地区担当、田村主任が追加説明します。

事務局

失礼いたします。原田委員から説明文を預かっておりますので、代読させていただきます。

申請地は、美和総合支所から北に約13km、県道秋掛線沿いに位置する農地で、地目は田です。

譲受人は、経営規模の拡大をしたいと希望しているところであります。

譲渡人は、農地を管理することが困難になると考え、譲受人に相談したところ話がまとまったとのことでした。

7月6日に事務局職員と調査項目と照らし合わせて、現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

続いて、「議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、397 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定

された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは追加説明を行います。

本申請地は、由宇総合支所より南東へ約150mの場所に位置する農業振興地域外の第3種農地です。

譲渡人は、平成29年5月に相続により当該農地を取得いたしました。農業経験がなく今後も耕作する予定もないことから、土地を有効にする方法はないかと考えていたところ、譲受人から転用の申し出があり、農地を売却することとしたものです。

一方譲受人は、建設業と建築用資材販売業を営んでおりまして、社員用のアパートに隣接する当該申請地を入手し、社用車用の駐車場5台、社員用の駐車場2台、計7台の駐車場整備を計画したものです。

7月3日に事務局支所担当者とともに調査項目に従い現地調査を行いました。周辺農地の影響もなく5条許可は適当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、荒廃。面積は、188㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは追加説明を行います。

申請地は、由宇総合支所より南へ約700mの場所に位置する農業振興地域外の第3種農地です。

譲渡人は、平成6年5月に相続により当該農地を取得いたしました。遠方に居住しており、農地の維持管理に苦勞していたところ、譲受人から転用の申し出を受け、農地を売却することとしたものです。

一方譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地周辺は居住環境に恵まれ、住宅の需要が見込まれることから、宅地造成を計画したものです。

7月3日に事務局支所担当者とともに調査項目に従い現地調査を行いました。前のスクリーン画面でも確認される通り隣接する一体利用地にある建物が申請地に入り込んで、砂利が敷き詰められています。無断転用となりますが、こちらについては始末書が提出をされております。その他、事業計画書等も確認いたしましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、577㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは追加説明を行います。

申請地は、由宇総合支所より南へ約800mの場所に位置する農業振興地域外の第3種農地です。

譲渡人は、令和元年9月に相続により当該農地を取得いたしましたが、仕事等が忙しく、農地の維持管理に苦勞していたところ、譲受人から転用の申し出を受け、売却することとしたものです。

一方譲受人は、以前から申請地の一部を駐車場用地として借りておりましたが、この度申請地を購入して、自己用駐車場とするほか、貸駐車場4区画の整備を計画したものです。

7月3日に事務局支所担当者とともに調査項目に従い現地調査を行いました。周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、2,004 m²の内 287 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場及び進入路の設置です。権利の種類は、賃借権の設定です。

農地区分は、農振農用地内の第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地ですが、転用期間が令和6年7月31日までの一時的な転用として、許可の対象となるものです。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは、追加説明いたします。

申請地は玖珂支所奏でより西北西へ 2.85 km のところに位置しております。

借受人は、新幹線の単柱橋耐震補強工事の施工にあたり、進入路および資材置場として、令和6年7月31日にまで一時的に借り受けるということです。

貸付人は、借受人の要望に応えるということです。

当該地は、農用地の農地ではありますが、一時転用のために農振地域整備計画の変更の手続きは必要ありません。

6月29日に事務局職員と調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、農振農用地の一時転用となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

続いて、「議案第30号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。

1番、2番は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について、一括審議といたします。

では、1番及び2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、39 m²です。所有者は記載のとおり。申請目的は、通路の設置です。農地区分は、1種農地です。

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、67 m²です。所有者は記載のとおり。申請目的は、敷地の拡張です。農地区分は、1種農地です。

では、担当の中尾委員、2件の追加説明をお願いします。

第9番

それでは、追加説明します。

申請地は、愛宕出張所から南東へ約1.7kmに位置する農地です。申請人は、平成8年5月ごろ、事業実施者より申請地に隣接する農道を利用して自宅に出入りしているが、幅が1mと狭く、車両の通行ができなく困っていたところ、申請地を売ってくれないかという相談を受けていました。移転する面積は、微量で農業経営に支障がないので譲渡することにしたということです。しかし、事業実施者は農業振興地域農用地であることを知らず、申請せず、無断で申請地を埋め立て、進入路として利用していたとのことです。この無断転用については始末書が添付されております。

7月3日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地はすでに住宅進入路として利用されていましたが、隣接する農地は申請人所有の土地であり、変更しても他の農業経営者の農地に支障はないと思われ、農業振興地域計画の変更は適当と思われれます。

2番に関してですが、申請地は先ほどの隣接している農地です。申請人は、2,254 m²の農地を所有、耕作しており、平成8年8月ごろ父親が自宅に接する申請地を無断で埋め立てし、東側に軽トラック置き場と作業場を設置し、北側には幅1mの作業スペースを確保し、現在に至っているということです。この件についても、無断転用については始末書が添付されております。

7月3日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地は、隣接する農地との境界をコンクリート擁壁とし、変更しても他の農業経営者の農地に支障はなく農業振興地域計画の変更は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番と2番を適格と認め、市長に回答します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、荒廃。面積は、733㎡の内、102㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、住宅の建築です。農地区分は、2種農地です。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

申請地につきましては、由宇総合支所より南へ約4kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地です。

自己用住宅を建設するため、農振地域の一部除外を申し出たものです。申請人の娘家族は、現在、アパートを借りて住んでおりますが、手狭となったため新居の建築を検討していました。高齢になった親の生活支援がしたいとの思いから申請人の自宅に隣接する当該申請地に家を建てたいと考えました。申請地は、申請人が所有する宅地と農地及び市道に接しており、周囲の農地とは離れているため、周辺農地の農業利用に影響を及ぼすことはなく、農地の集団化や担い手等の農用地の利用集積に支障をきたす場所ではないと判断いたしました。申請人及び娘夫婦とも申請地以外に適地は所有しておらず農振除外については適当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を適格と認め、市長に回答します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、荒廃。面積は、982㎡の内、346㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、住宅の建築と通路の設置です。農地区分は、2種農地です。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

申請地につきましては、由宇総合支所より南へ約4kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地です。

自己用住宅及び進入路を整備するため、農振地域の一部除外を申し出たものです。申請人のご家族は現在、借家住まいをしておりますが、手狭となっ

たため借り換えを検討していたところ、祖父の家に隣接する当該申請地に新居を構えることを計画いたしました。また、自宅への進入路として昭和 60 年ごろから利用していた土地が申請地南側の雑種地だと思っていたところ、今回除外申請地に設置されていたことがわかり、合わせて申請するものです。申請地は、2辺が非農地、周辺農地農業影響を及ぼすことはなく、農地の集団化や担い手等の農用地の利用集積に支障をきたす場所ではないと判断いたしました。申請人及び孫家族とも申請地以外に適地を所有しておらず農振除外については適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を適格と認め、市長に回答します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、641 m²の内、1 m²です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は、2種農地です。

なお、本件は、認定電気通信事業者が行う、携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を適格と認め、市長に回答します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、334 m²です。所有者は記載のとおり。申請目的は、資材置き場の設置です。農地区分は、1種農地です。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より南へ約 7.6 km の地点に位置する農地です。

申請地を変更する理由は、県道周東大規模農道から進入路を確保して、隣接の [] の土地と合わせて資材置き場として整備していきたいというこ

とです。当該土地は、 の南側で西側は県道に接しており、東側は農地の西端に位置し、周辺農地の農業利用に支障はありません。したがって、農地の集団化や担い手等の農用地の利用集積等に支障をきたす恐れはありません。

6月29日に支所の担当職員と現地調査をいたしました。何ら問題はないと思いますので、どうかご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を適格と認め、市長に回答します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、595㎡ほか5筆、合計10,330㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、造林です。農地区分は、2種農地です。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 13 番

場所は、周東総合支所より北西に6.33kmの場所となります。農業振興地域の計画変更の除外の申請でございます。その理由は、定年前、約20年前に帰郷されましたが、サル、イノシシ等の獣害被害が酷く、現在の状態は、耕作放棄地の状態で原野化、山林化しております。そのことで、今回の提出となりました。今の写真の通りでございます。支所担当とも協議いたしました。妥当という判断になりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を適格と認め、市長に回答します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、352㎡の内、4㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は、2種農地です。

なお、本件は、認定電気通信事業者が行う、携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を適格と認め、市長に回答します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、509㎡の内、1㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は、2種農地です。

なお、本件は、認定電気通信事業者が行う、携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を適格と認め、市長に回答します。

次に、10番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

10番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,047㎡の内、527㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、住宅の建築です。農地区分は、1種農地です。

では、担当の上尾委員、追加説明をします。

第 7 番

当該地は、美和総合支所から南へ約1.2kmに位置し、農振農用地区からの除外後においても第1種農地となる農地です。

申し出の件についてですが、申請人は現在申請地の隣接地にて一人で住んでおります。長男は広島市内に借家住まいをしており、申請人も高齢になってきており、近くで住居を構えてもらい、農業の手伝いや生活支援をしてもらおうというような希望があります。申請地に新しい家を建築するため、この農地を農振農用地区域から除外することとしたものです。計画によりますとのべ面積は122.79㎡、平屋住宅を建設することです。

事務局職員とともに調査項目に従い、7月6日に現地調査を行ったところ、周辺農地等に悪影響を及ぼす恐れもなく、農用地利用計画の変更除外をすることは、適当であると判断いたしました。なお、無断転用については始末書が出ております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を適格と認め、市長に回答します。
次に、11番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

11番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、388㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、住宅の建築です。農地区分は、2種農地です。

では、担当の上尾委員、追加説明をします。

第 16 番

当該地は、美和総合支所から東北東へ約5.5kmに位置し、農振農用地区域からの除外後においても第2種農地となる農地です。

申し出の経緯についてですが、申請人は現在■■■■に住んでおり、相談内容としては、■■■■にある知人である■■■■さんの自宅の裏山が崖となっており、大雨の際にがけ崩れの恐れがあるので申請人の所有の土地に住居を構えたいと、農家である■■■■さんより相談を受けております。申請地に新しい家を建築するため、この農地を農振農用地区域から除外するものとしたものです。計画によりますとのべ面積は117.59㎡、平屋住宅を建設するとのことです。

事務局職員とともに調査項目に従い、7月6日に現地調査を行ったところ、周辺農地等に悪影響を及ぼす影響もなく、農用地利用計画の変更除外をすることは、適当であると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、11番を適格と認め、市長に回答します。

続いて、「議案第31号 農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

農地利用最適化推進委員につきましては、4月総会において第32区委員の退任をご承認いただきましたが、その後、市のホームページにおいて推進委員の募集等を行った結果、議案に記載のとおり応募がありましたので、委嘱してよろしいかお伺いします。

応募者は「柳原 博美」さんです。40年以上農業に従事され、現在は、専業で350aの稲作及び秋季の作業受託等に従事されています。こうした経

験を基に、農地利用最適化推進委員としての活動に取り組みたいとのご意向で、応募されました。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第31号を承認することを決定します。

続いて、「議案第32号 農地利用最適化推進委員の退任の承認について」を上程します。

事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 錦地区

退任の申し出があった推進委員の担当区域・氏名・退任理由・申出年月日は記載の通りです。

なお、今後の予定といたしましては、退任の承認があったのち、岩国市ホームページに38区の推進委員の推薦の求め・募集を掲載し、推薦・応募を受け付けた後、総会において、後任者への委嘱の承認についての議案を上程する予定となります。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、第38区三家本 正博委員の退任を承認することとします。

後任の募集を事務局において進めてください。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、休耕。面積は、262㎡ほか1筆、合計306㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局 1番 岩国地区
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、340 m²の内、131.87 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、農業用施設の設置です。農地区分は、3種農地です。

ほか2件、合計3件の届出がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議 長 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局 1番 岩国地区
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、303 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。農地区分は、市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局 1番 錦地区
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,575 m²他1筆、合計2,634 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

ほか2件、合計3件の通知がありました。

議 長 報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局 1番 由宇地区
報告年月日は、令和5年6月2日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、4月1日から3月31日。法人形態は株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか1件、合計2件の提出がありました。

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

続いて、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(案)について協議します。

では、事務局より、案を説明してください。

農林振興課

岩国市農林振興課農政班の鮎川と申します。よろしく申し上げます。

今年は、いろんな法定計画の変更の年に当たっているみたいで、先日の農振整備計画もそうですけども、こちらのご意見をきいて定めるという形になっておりますので、本件につきましてもどうぞよろしく申し上げます。

お配りしています資料で、上のほうに岩国市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてと資料があると思います。こちらの概要にてご説明させていただきます。

この度お諮りいたしますのは、こちらのタイトルにあります農業経営基盤の強化の促進に基本的な構想というところで、農業経営基盤強化促進法に基づく構想でございます。この基盤強化促進法の中で効率的かつ安定的なという規定がございますけども、今こちらの中で認定農業者ですとか、認定新規農業者の認定に関する基準ですとか、利用権設定による担い手への農地集約等について定めた根拠法令でございます。この度、法律の改正がありまして、もともと地域の人と農地を結びつける人・農地プランというものを各地区作っていただいているところがあるのですが、人・農地プランが地域計画と名前と若干制度を変えまして、この基盤強化促進法の中に制度が盛り込まれたところがございます。こういった法改正を受けて、この度の市の基本構想につきましても変えるようにという国からの流れもございましたので、今、変更手続きを行っているところです。この手続きの中で農業委員会等の意見を聞いて定めることとされていますので、本日説明させていただいた次第です。この法令の中で、県が上位計画である基本方針を定めて、それに則する形で岩国市の基本構想を定めるという手付になっています。おおむね5年ごとにその後の10年間を見越して定めるとされておりまして、本来であれば全体の見直しの年ではないですが、先ほどの地域計画に関する法改正を受けて随時的な臨時的な変更という扱いになります。

次の2ページ目を見ていただきまして、こちらの農業経営基盤強化促進法の改正が令和5年本年4月1日付けの施行になりましたので、これに基づいてですね、市の基本構想を変更していくことになるのですが、これがいろんな制約的に9月末までに変更しろということになっておりますので、それに基づいて全県的に動いているのですが、本市につきましては、まだ定期的な全体の見直しのタイミングでもないということもございますので、この度の改正につきましては地域計画の導入とかそういったその法改正により必要となる部分について期限までに変更、対応していきたいと考えております。それ以外につきましては、今後想定されます県の上位計画である県の

基本方針の変更を受ける形で全体的に見直ししていきたいと考えているところでございます。この7月までかけて、関係機関の調整とか県の基本方針現行になりますけど、それとの整合を行ってきたところでして、今月と今日ご説明させていただいてご意見をいただいたうえで来月の農業委員会のほうで決をいただけたらと考えております。それを受けまして、県知事協議を行いまして、9月末までに市の公告を打つというところで、法的な基準を満たしていきたいと考えているところでございます。

その右側、次のページには基本的な構想の変更案の概要をお示ししておりますけども、これは県下統一的なものなのですけども、1番上の1の丸にありますように人・農地プランから地域計画に変更して、内容を修正というところで、この制度移行に伴う変更、その他軽微な字句の修正とか、というところを行っているところでして、大きな方針を見直しているところは、無いと考えてところでございます。変更箇所につきましては、別紙でつけております基本的な構想の案という形で若干厚い構想にはなるのですけども、こちらにアンダーラインがあるところが変更箇所というところでまたちょっと目を通していただければと思います。

また意見がございましたら、農業委員会を通じていただければと考えているのですけども、こちらに関するご意見がございましたら、今月中に農業委員会のほうにお寄せいただきましたら、それをうちにお預かりいたしまして最終的な基本構想という形で取りまとめて、改めて来月の総会のほうにお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

ご意見等がございましたら、今月末までに事務局へ連絡をお願いいたします。それらを踏まえ、次回総会で「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(案)を上程させていただく予定とします。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

- 利用権設定について
- 農業者年金研修及び戸別訪問の実施について
- 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見のとりまとめについて

議 長

その他、委員の皆様から何かご意見ございませんか。

本日の耕作放棄地等の調査ですが、由宇地区で私と片山職務代理および由宇地区の担当の森川委員で行います。「由宇総合支所」に、午後2時集合としますので、よろしくお願ひします。

本日は、このあと、「美和地区の地域おこし協力隊の沖野氏との意見交換会」を開催しますので、よろしくお願いいたします。

これで総会は、終了します。
お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年8月16日 水曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第1研修室。

午前11時00分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 清 弘 進

署名委員 森川 稔己